知

株 主 各 位

岡山市北区今村650番111

# 株式会社デイツー

代表取締役社長藤原克治

## 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかわる事態を受け、当社は、本株主総会において感染予防及び感染防止の対策を実施いたします。株主様におかれましては、ご体調に十分ご配慮の上、本株主総会のご出欠を慎重にご判断いただき、書面又はインターネット等による議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年5月25日(水曜日)午後6時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有効に行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード(500円分)を後日郵送にてお送りさせていただきます。

敬具

記

- 1. 日 時
- 2022年5月26日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所

東京都港区芝公園二丁目6番3号 芝公園フロントタワー 2階 E+F会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第32期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委 員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第32期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に

対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる 事項を以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本 招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(アドレス https://www.tay2.co.jp/)

- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び 会計監査人が監査をした対象の一部であります。

NF

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.tay2.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席の際はご確認ください。
- ・決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

計

# 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会に出席して 議決権を行使する方法

## 書面(郵送)で 議決権を行使する方法

### インターネットで 議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙 をそのまま会場受付にご 提出ください。

#### 株主総会開催日時

2022年5月26日 (木曜日) 午前10時

#### 郵送



同封の議決権行使書用紙 に議案に対する賛否を 表示の上、行使期限まで に到着するようご返送 ください。

#### 行使期限

2022年5月25日 (水曜日) 午後6時30分到着分まで

### インターネット

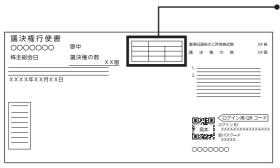


当社の指定する議決権 行使ウェブサイトにアク セスし、画面の案内に 従って議決権をご行使 ください。

#### 行使期限

2022年5月25日 (水曜日) 午後6時30分まで

# ■議決権行使書のご記入方法のご案内



● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案・第3号議案

▶ 賛成の場合:「賛」の欄に○印▶ 反対の場合:「否」の欄に○印

#### 第2号議案

▶ 賛成の場合:「賛」の欄に○印
▶ 反対の場合:「否」の欄に○印
▶ 一部の候補者につき反対の場合:

「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される 候補者の番号を( )内にご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行 使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使 をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## ■インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、 議決権行使サイトにログインすること ができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載の QRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の 案内に従って賛否を ご入力ください。



## QRコードを用いたログインは1回 に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

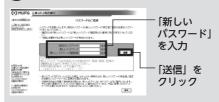
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された 「ログインID・仮パスワード」を 入力し「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

システム等に関する お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 受付時間/午前9時~午後9時 通話料無料

## 株主総会参考書類

#### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

					(1) 脉形交叉上凹	// C.3.C 10	- , - , -,
現	行	定	款	変	Ę	Ē	案
	第3章	株主総会			第3章	株主総会	
	<ul><li>当会社は、</li><li>計算書類、</li><li>業報告に記 項に係る情 るところに</li></ul>	連結計算書類 載又は表示す 報を法務省令	言類、 及び事 べき事 の定め ーネッ		(削	除)	

現	行	定	款	変 更 案
	(新	設)		(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるも のの全部又は一部について、議 決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。
	(新	設)		附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 変更前定款第15条(参考書類等 のインターネット開示)の削除 及び変更後定款第15条(電子 提供措置等)の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるも のとする。 2 前項の規定にかかわらず、 2023年2月末日までの日を株 主総会の日とする株主総会につ いては、変更前定款第15条は なお効力を有する。 3 本条は、2023年3月1日又は前 項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。

### 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名全員 が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、各候補 者の当事業年度における業務執行の状況、実績、経験等を踏まえ、各候補者は当社 の取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であるとの意見表明を受け ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	<b>无</b> 名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数	
1	再任	<sup>ふじわら</sup> 藤原	<sup>かっじ</sup> <b>克治</b>	代表取締役社長	22回/22回 (100%)	
2	再任 青野 友弘			取締役管理部長兼チーフ・コンプ ライアンス・オフィサー	22回/22回 (100%)	
3	再任	<sup>みつもと</sup> 光本	ゃすよし <b>泰佳</b>	取締役営業本部長兼店舗運営部長	22回/22回 (100%)	
4	再任	にった 新田	しんぞう 真三	取締役経営企画室長	22回/22回 (100%)	
5	再任	荒金	ょしゅき <b>祥行</b>	取締役営業本部副本部長兼商品企画部長	170/170 (100%)	
6	再任	いゎせ <b>岩瀬</b>	ゅっま裕真	取締役	170/170 (100%)	

(注)

<sup>1.</sup> 上記の取締役候補者の地位及び担当は、2022年5月11日現在のものです。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
3. 取締役荒金祥行氏、岩瀬裕真氏は2021年5月27日開催の第31期定時株主総会において選任されております。なお、就任後の取締役会の回数は17回であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	社における地位、担当な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 の 数
1	藤原克治 (1969年12月27日生) 再任	1993年4月 2001年1月 2014年5月 2015年3月 2015年3月 2016年7月 2016年7月 2017年3月	(現株)三菱UFJ銀行) 入行 当社入社 当社入社 当社和助締役管理部長兼チーフー 当社和助締役管理部長カフィー 当社和助締役経理財務・オフィー がプライアンス・オフィー インターピア(関理本部と兼経理財務・スンターピア(関理本部とがプライアンスを兼がスーナー 当長兼チーナー 当長兼・イナー 当長兼・イアンスト、兼経・フ・社取・新行の管理本部とがで管理本部とがで管理をいまれた。 がある。オフィサー 当長東情報システムを表表といる。 がで、カフィサー 当長兼・チーフ・コンプラインスト、東経・オフィサー 当長兼・チーフ・コンプラインス・オフィサー	508,000 株
	り、社長就任5年目の	<b>か利害関係</b> ません。 <b>由</b> 長く、管理部門 第32期において 着させた経営者。 ためです。 <b>持株主総会終結</b> 問	•	算を着地させ
	青野友弘 (1973年10月21日生) 再任	1998年4月 2015年3月 2016年3月 2016年10月 2017年3月 2017年5月 2020年6月 2021年3月	当社入社 当社人事総務部長 当社管理本部人事総務部長 当社管理本部経営企画部長兼人事 総務部長 当社管理本部人事総務部長 当社取締役管理部長兼チーフ・コ ンプライアンス・オフィサー(現 任) (株)山徳取締役(現任) インターピア(株)取締役(現任)	249,200 株
2	任し、キャリアを重ね	<b>か利害関係</b> ません。 <b>由</b> 営に従事したので てまいりました。 朝待され、引き <b>持株主総会終結</b> 問		画立案及びそ

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)  ※ 本 泰 佳 (1975年12月1日生)	略 歴、当 (重 要 1999年4月 2003年3月 2011年2月 2017年5月 2020年3月	社 に お け る 地 位、 担 当 な 兼 職 の 状 況) 当社入社 当社店舗ののれん分けを受け独立 ( 株) ライト ブック代表取締役社長 当社取締役店舗運営部長 当社取締役営業本部長兼店舗運営部長 (現任)	所有する当社 の 株式 の 数 248,000 株
ന	継続してまいりました。	<b>か利害関係</b> ません。 <b>泊</b> 営に従事したのう にでいましたのう はの学績維持・「 判断したためです <b>持株主総会終結</b> の	寺)	覚及び店舗運
4	新田真三 (1958年11月22日生) 再任		(株三和総合研究所 (現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 入社 同社コンサルティング事業本部営業本部営業本部営事業本部 (東京) 戦略コンサルティング事業本部 (東京) 戦略コンサルティング第2部部長当社顧問当社経営企画室長当社取締役営業本部副本部長兼経営企画室長当社取締役経営企画室長(現任)	165,900 株
4	くの会社に対して課題的	の利害関係 ません。 主 シサルティング 解決の支援を行り 開での貢献が期待 寺株主総会終結品		初期段階の新

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
	ng	2000年4月 当社入社 2019年3月 当社事業開拓部長 2019年4月 当社商品開拓部長 2020年3月 当社商品企画部長 2020年6月 ㈱山徳取締役(現任) 2021年3月 当社営業本部副本部長兼商品企画 部長 2021年5月 当社取締役営業本部副本部長兼商 品企画部長(現任)	54,700株
5	事業責任者や事業開拓語	ません。 <b>注</b> 割 営に従事したのち、人事、経営企画等の経験を経て、 部長、商品企画部長としてキャリアを重ねてまいりま 事業の推進においても貢献が期待され、当社取締役 す。 <b>特株主総会終結時)</b>	€した。今後ト
	岩 瀬 裕 真 (1986年9月9日生) 再任	2010年6月 (株山徳入社 2015年10月 (株) ベガコーポレーション入社 2016年10月 (株) 郊泳社入社 2017年3月 (株) 山徳入社 2019年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2021年5月 当社取締役 (現任)	25,200株
6	株式会社山徳の社長とし	の利害関係 ません。 ません。 まされて企画立案・実行でキャリアを積み重ね、20 してその経営のかじ取りにあたってきました。今後ク の推進、サイトリリース後の運用構築での貢献が期待 と判断したためです。 時株主総会終結時)	ブループECサ

## 第3号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2019年5月30日開催の第29期定時株主総会において、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としてご決議いただき、同株主総会において、その範囲内において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいております。今般、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、より一層株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、改めて取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)の譲渡制限付株式報酬の額を定めることとし、上記報酬枠の年額2億円以内とは別枠としてその年額を1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすること、譲渡制限期間を変更すること、譲渡制限付株式報酬の譲渡制限解除にあたっては業績条件を付すことができるようにすること、及び各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期、業績条件の有無等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、取締役の個人別の報酬等の決定方針に照らして必要かつ合理的なものであり、また、当該議案が取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るために設置された、当社の指名報酬委員会の答申に沿ったものであることを踏まえると、相当であると判断しております。

なお、現在の対象取締役は6名でありますが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は6名となります。

## 譲渡制限付株式の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100万株(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は

処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割 当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

#### (2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3)譲渡制限の解除

当社は、本割当株式ごとに、譲渡制限期間が満了した時点で、次のいずれかの条件を満たしたことをもって譲渡制限を解除する。

- ・条件①:対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったこと
- ・条件②:条件①に加え、当社が定める業績条件が達成されたこと

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記に定める譲渡制限解除条件が達成されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4)組織再編等における取扱い

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

-12-

#### (5) その他の事項

本割当契約において、割当株式ごとに設定される譲渡制限の解除にかかる条件①及び条件②の別、及び条件②に定める業績条件、並びにその他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

## (ご参考) 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 報酬制度

全体構成	報酬枠	
基本報酬	年額 2 億円以内	
単年度業績連動報酬 (賞与)	中俄 Z 湿门以内	
株式報酬(業績条件付譲渡制限付株式)	- 年額 1 億円以内	
株式報酬 (退任型譲渡制限付株式)	- 子(4)   「思门以内 	
合計	年額 3 億円以内	

以上

## (提供書面)

## 事業報告

(2021年3月1日から) 2022年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
  - ①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、期初からの新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、経済活動が大きく制限され、景気は停滞感を濃くしました。一方でワクチン接種が進み、一時は感染者数が大幅に減少するなど、経済活動の正常化が期待されたものの、新たな変異株による感染再拡大、長期間の社会経済活動の制限による個人消費の低迷、さらに、原油価格の高騰、物価上昇等もあり、非常に厳しい環境で推移いたしました。

当社グループは、このような厳しい環境下ではありましたが、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する店舗運営面における衛生環境整備対応、並びに従業員の奮闘と貢献により、新型コロナウイルス感染症の悪影響を最小限にとどめて、営業成績を伸長させることができました。

当連結会計年度はこのような外部環境の大きな影響を受けながら、2021年3月に公表した「2021年度テイツーグループ成長戦略」に沿って、「リユースで地域と世界をつなぐ」をグループビジョンとして掲げ、その戦略を実行してまいりました。

リユース店舗領域においては、新規出店を本格的に再開し、イオンモールを中心に小型パッケージの「ふるいち」屋号店舗を11店舗出店しました。また、リユースEC領域においては、売上高及び利益面が拡大し、それらの全社に占めるEC比率が増大した他、グループECサイトの立ち上げに向けたシステム開発も順調に進行しました。さらに、リユースBtoB領域でもトレーディングカード読取査定機のTAYS(テイズ)外販を達成するなど、新たなビジネスの立ち上げも実現させることができました。

翌期以降の成長を見据えたこれらの戦略実行により、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益いずれも前期決算と比較して大きく伸長した結果、当連結会計年度の業績は、売上高268億4千8百万円、営業利益13億3百万円、経常利益13億1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は14億9千9百万円となりました。

計算

類

#### 商品別売上高

	商品別	/期別	J		1 期 会計年度) 三2月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2022年 2 月期)		
				金額	構成比	金額	構成比	
		_		千円	%	千円	%	
中	ゲ	本 一	A	3,384,036 5,001,495	13.6 20.0	3,061,716 5,269,500	11.4 19.6	
占	C	\	D	151,520	0.6	131,138	0.5	
品	D	V レ	D カ	424,081 1,913,475	1.7 7.7	367,308 3,563,741	1.4   13.3	
	ホビー	- ・そ	の他	814,847	3.3	1,474,327	5.5	
	計			11,689,457	46.8	13,867,731	51.7	
		本		354,322	1.4	222,372	0.8	
l	ゲ	_	ム	8,146,627	32.7	7,072,181	26.3	
新	С		D	116,056	0.5	72,680	0.3	
	D	V	D	206,154	0.8	158,108	0.6	
	<b> </b>	レ	カ	2,713,264	10.9	3,647,867	13.6	
品	プリペ			470,831	1.9	394,856	1.5	
	ホビー		の他	776,007	3.1	1,006,443	3.7	
	計		12,783,264	51.2	12,574,510	46.8		
レ	-	9	ル	353,885	1.4	238,103	0.9	
業		提	携	1,827	0.0	1,295	0.0	
そ		カ	他	125,409	0.5	166,693	0.6	
	合		計	24,953,844	100.0	26,848,335	100.0	

## ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5億8千3百万円であり、主として 新店、店舗改装、システム投資等に伴う設備投資であります。

## ③資金調達の状況

当連結会計年度に、当社の所要資金として、金融機関より新規の長期借入金として5億円の調達を実施いたしました。

- ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- **⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。

#### ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である株式会社着物インターナショナルは2021年6月をもって清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

	区分/其	月別		第 29 期 (2019年2月期)	第 30 期 (2020年2月期)	第 31 期 (2021年2月期)	第 32 期 (2022年2月期)
売	上	高	(千円)	_	_	24,953,844	26,848,335
経	常利	益	(千円)	_	_	934,241	1,316,471
親会	社株主に帰属 期 純 利	する 益	(千円)	_	_	703,817	1,499,346
1杉	k当たり当期純	利益	(円)	_	_	10.66	22.29
総	資	産	(千円)	_	_	8,243,059	9,365,722
純	資	産	(千円)	_	_	3,575,909	4,891,173
1 杉	株当たり純資	全額	(円)	_	_	52.86	73.76
自	己資本比	率	(%)	_	_	43.4	52.2

- (注) 1. 第31期より連結計算書類を作成しておりますので、第30期以前については記載しておりません。
  - 2. 当社は、当連結会計年度より「従業員持株会支援信託ESOP」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### ②当社の財産及び損益の状況

	I	区分/期	別		第 29 期 (2019年2月期)	第 30 期 (2020年2月期)	第 31 期 (2021年2月期)	第 32 期 (2022年2月期)
売		上	高	(千円)	23,004,178	21,449,787	24,009,000	24,516,915
経	常	利	益	(千円)	201,406	270,546	783,065	1,082,689
当	期	純 利	益	(千円)	108,387	178,024	620,878	1,489,978
1 杉	*当たり	ノ当期純素	利益	(円)	1.98	3.18	9.40	22.15
総		資	産	(千円)	7,145,929	6,855,028	7,856,816	8,858,538
純		資	産	(千円)	2,063,900	2,328,574	3,333,217	4,692,318
1 🛧	株当た	り純資産	主額	(円)	37.07	40.17	49.27	70.76
自	己資	本比	率	(%)	28.7	34.0	42.4	53.0

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
  - 2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
株式会社	:山徳		10,0	00千円		100%	国P の!	り・¾ ノユ−	与外 - - ス ii	イン 5 3の売	ァーネ 買	ネット	へで

#### (4) 対処すべき課題

当社グループはグループ経営理念「満足を創る」に基づき、2021年3月に長期的な当社グループの方向性を示すグループビジョンである「リユースで地域と世界をつなぐ」を策定し、その年度の具体的な取り組み事項を「成長戦略」として公表しております。その成長戦略に沿って当社が対処すべき主要課題は、次のとおりです。

#### ①商材多様化の推進

自社単独で推進してきた商材多様化について、業務提携先の協力を得てそのノウハウを当社に導入することで、商材多様化の展開を強化します。

②基幹システムの追加開発完了

基幹システムの刷新計画について、当初計画から一部先延ばしにした機能開発 を、2023年2月期中に完了させます。

③グループECサイト「ふるいちサイト」のリリース

現在遅延なく開発段階に移行しているグループECサイトについて、2022年下期のリリースに向けて、計画通りに開発を進行させます。また、リリース後は、ECサイトの運営体制を子会社の山徳社に倣って確立していきます。

④TAYS (テイズ) 外販への注力

新たなストック型ビジネスを確立して利益貢献させるため、多店舗展開している複数の法人との契約獲得に注力します。また、追加の機能開発や契約先へのバックアップ体制の確立など、必要な追加投資と体制整備を行います。

## (5) 主要な事業内容(2022年2月28日現在)

当社グループは、「古本市場」「ふるいち」「トレカパーク」を中心とした多様な業態の店舗運営に加えてECサイト運営を行っており、これらの販路を通じて、書籍、家庭用ゲームソフト・ハード、トレーディングカード、ホビー、スマートフォン、衣料・服飾品等の販売・買取を行っております。

## (6) 主要な事業所(2022年2月28日現在)

#### ①本社・本部

	本 社	岡山県岡山市北区
株式会社テイツー	関東支社	埼玉県草加市
	関西支社	大阪府大阪市東成区
株式会社山徳	本 社	石川県金沢市

## ②店舗の状況

							第31期末 (前期末)	出店	退店	第32期末 (当期末)	増減
							店	店	店	店	店
古:	本 市	場	直	営	店	舗	84		_	84	_
古 :	本 市	場	業務	提携	· FC/	5舗	2	_	_	2	_
15.	るい	5	直	営	店	舗	6	11	_	17	11
トレ	カパ	- ク	直	営	店	舗	5	ı	-	5	_
ブック	アスクワ	ウェア	直	営	店	舗	2	_	1	1	△1
Ŧ ·	ジ -	ール	直	営	店	舗	1	_	_	1	_
\\\'\'\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	クト	ル	当	社直	営店	舗	1	_	_	1	_
ΤSU	UTA	ΥA	当	社直	営店	舗	4	_	1	3	△1
	合	·			計		105	11	2	114	9

## **(7) 従業員の状況** (2022年2月28日現在)

## ①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
349 (499) 名	38名増(24名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1人1日8時間換算)を() 内に外数で記載しております。
  - 内に外数で記載しております。 2. 当連結会計年度に従業員数が増加した主な理由は、新規出店等の業容拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものです。

計算 書 類

## ②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
283 (462) 名	33名増 (21名増)	37.7歳	11.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1人1日8時間換算)を

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高	
株式会社山陰合同銀行	618,345千円	
株式会社三井住友銀行	296,566	
株式会社埼玉りそな銀行	226,684	
株式会社商工組合中央金庫	184,480	
株式会社三菱UFJ銀行	180,002	
株 式 会 社 高 知 銀 行	111,670	
株式会社トマト銀行	86,640	

## **2. 株式の状況** (2022年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,008,451株 (自己株式655,887株を除く)

**(3) 当事業年度末の株主数** 10,797名

#### (4) 上位10名の株主

株主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社ワイ・エイ・ケイ・	コーポレーション		6,808,000	)株		10	.01%	
谷 本	忠史		5,627,000	)		8	.27	
株式会社山陰	合 同 銀 行		2,100,000	)		3	.09	
ティッー従業	員 持 株 会		1,963,382	<u>)</u>		2	.89	
株式会社工	- ツ -		1,852,000	)		2	.72	
株式会社日本カストディ	銀行(信託口)	1,724,900		2.54				
野 村 證 券 株	式 会 社		1,117,100	)		1	.64	
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM C	LIENT ACCTS M ILM FE		1,045,300	)		1	.54	
東京海上日動火災保		1,000,000	)		1	.47		
株式会社トマ	7 ト 銀 行		800,000	)		1	.18	

- (注) 1.当社は、当事業年度において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に伴う自己株式の処分と譲渡制限付株式報酬の対象者の退職に伴う自己株式の無償取得を行いました。これらにより、自己株式が前期末に比べ353,927株減少しました。
  - 2.持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式 (655,887株) を控除して計算しております。
  - 3.自己株式 (655,887株) には、従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託□)所有の当社株式1,697,700株は含まれておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株	式	数	交	付	対	象	者	数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)		360,000	株					6 4	7
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)		_					-	_	
監査等委員である取締役		_					-	_	

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年2月28日現在) 該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況(2022年2月28日現在) 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年2月28日現在)

(1)	スポロコヌマノイへん	<b>76</b> (ZO2		2003(12)
地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	締役社長	藤原	克 治	
取	締 役	青 野	友 弘	管理部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 株式会社山徳取締役 インターピア株式会社取締役
取	締 役	光本	泰佳	営業本部長兼店舗運営部長
取	締 役	新田	真三	経営企画室長
取	締 役	荒 金	祥 行	営業本部副本部長兼商品企画部長 株式会社山徳取締役
取	締 役	岩瀬	裕真	株式会社山徳代表取締役社長
	締 役 査等委員)	塚本	陽二	株式会社山徳監査役
	締 役 等 委 員)	廣瀬	方 利	
	締 役 等 委 員)	稲田	英一郎	稲田公認会計士事務所代表 株式会社カッシーナ・イクスシー監査役

- (注) 1. 廣瀨方利氏及び稲田英一郎氏は、社外取締役であります。
  - 2. 当社は、社外取締役である廣瀬方利、稲田英一郎の両氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
  - 3. 取締役(監査等委員)稲田英一郎氏は、稲田公認会計士事務所代表、並びに株式会社カッシーナ・イクスシー監査役であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、塚本陽二氏を常勤監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、塚本陽二氏、廣瀬方利氏、及び稲田英一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の役員全員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償がなされたことによって被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、その保険料は当社が全額負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者の故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険により填補されないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等の総額

		報	116.1.4			
区分	報酬等の総額	基本報酬	単年度業績連動 報酬(賞与)	株式報酬等	対象となる 役員の員数	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	106 百万円 (一)	75 百万円 (一)	14 百万円 (一)	16 百万円 (一)	6 名 (一)	
取締役(監査等委員)	15	15		<u> </u>	3	
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(-)	(-)	(2)	
合 計	121	90	14	16	9	
	(6)	(6)	(-)	(-)	(2)	

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、2019年5月30日開催の定時株主総会において年額2億円以内(ただし、従業員分給与は含まない。)と決議いただいております。また、この内枠で、2019年5月30日開催の定時株主総会での決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額3千万円以内となっております。当該決議に係る会社役員の員数は6名です。
  - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年5月30日開催の定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は3名(うち社外取締役2名)です。
  - 4. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 株式の状況(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」(20頁) に記載のとおりです。
  - 5. 単年度業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標、及び算定方法は、下記「(5) 取締役の個人別の報酬等の決定方針」(23頁)をご参照ください。当該業績指標に関する実績は、連結損益計算書(32頁)に記載しています。
  - 6. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額14百万円(取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して14百万円)及び取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬費用計上額1千万円が含まれております。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月23日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定方針について取締役間で審議の上、決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、単年度業績連動報酬(賞与)算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の連結営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。算定方法は連結営業利益を基に原資を決定し、その原資を各業務執行取締役の評価点を元に分配することとしており、指名報酬委員会からの答申に基づいて取締役会にて決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ①取締役報酬に対する基本方針

- ・株主等に対して説明責任を果たせるような合理的な報酬体系とします
- ・各報酬の目的を明確にして取締役の役割に応じた報酬体系とします
- ・優秀な人材を経営者として内部登用あるいは外部採用で確保できる報酬とします
- ・取締役が動機づけされ会社の長期的な価値向上につながる報酬とします
- ②個人別報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

## i 全体構成

・取締役の報酬は、基本報酬、単年度業績連動報酬及び株式報酬により構成します。なお、取締役に対する退職慰労金は支給しません

## ii 基本報酬の決定方針

・基本報酬は、経営理念を実践する優秀な人材を確保する目的を達成するために相当な額とし、株主総会において選任された時点において、当社事業の実績及び見通し、個々の取締役の職務の内容、責任の程度、実績等を総合的に考慮し当該任期中の報酬額を決定します

## iii 単年度業績連動報酬の決定方針

- ・単年度業績連動報酬は、短期の業績向上インセンティブを目的として年度業績を重視し、その成果報酬として支給します
- ・また、単年度業績連動報酬の算定方法は、営業利益を評価指標とし、この評価指標の達成率に応じて決定します

#### iv 株式報酬の決定方針

- ・中期の会社の価値向上及び株主視点を重視した経営を意図して譲渡制限付株 式あるいは業績連動型株式のいずれかにより支給します
- ・長期の株価向上インセンティブを目的として譲渡制限付株式により支給します

#### ③個人別報酬の種類ごとの割合

- ・業務執行取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、単年度業績連動報 酬及び株式報酬とし、各報酬の構成割合は、当面「基本報酬」「単年度業績 連動報酬」「株式報酬」の割合が「2:1:1」となる割合を目指します
- ・上記以外の取締役(社外取締役及び非業務執行取締役)の報酬は、基本報酬の みで構成します

#### (6) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	社外取締役の兼職 先と当社との間に おける特別な関係	
社外取締役 (監査等委員)	稲田英一郎	稲田公認会計士事務所代表 株式会社カッシーナ・イクスシー監査役	該当ありません。	

#### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要	
社 外 取 締 役	廣瀨 方利	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。会社経営者、取締役、監査役としての経験や知識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。	
(監査等委員)	稲田 英一郎	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士として培われた高度な専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、会計・税務分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。	

## 5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

三優監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務 の報酬			29百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			29

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画(監査方針、監査項目、 監査予定時間等)の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価 を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門 等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条 第1項の同意を行っております。

#### (3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた時は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

# (1) 取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社におけるコンプライアンスの基本原則として「テイツーグループ行動規 範」を定め、ほかの規程類と同様に社内所定の保存場所に公開することによ り、周知徹底を図る。
- ②コンプライアンスの統括責任者として総務部門を管掌する取締役を任命する とともに、総務部門をコンプライアンス統括部門とする。コンプライアンス 統括責任者は、日頃から適宜各部門長(グループ会社社長を含む)、内部監 査部門及び監査等委員会と連携の上、コンプライアンス体制及びコンプライ アンストの問題の有無の調査に努める。
- ③当社の役員・社員をはじめすべての従業者がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、コンプライアンス統括部門、コンプライアンス統括 責任者、又は業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能として「コンプライアンス・ホットライン規程」の定める先のいずれか1先以上に報告するものとする。
- ④取締役会に社外取締役が常時在任する体制をとる。
- ⑤取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名報酬委員会」を設置する。「指名報酬委員会」は、取締役会の構成に関する事項、取締役の選解任基準に係る事項、代表取締役の選定及び解職に係る事項、後継者計画に関する事項、取締役の報酬決定の方針及び報酬の内容に係る事項等について審議を行い取締役会に答申する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
- ②個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では情報システム部門が状況をフォローしている。
- ③情報セキュリティーマネジメントについて、「情報セキュリティー管理規程」 ほか関連規程に基づく体制の整備・運用を図る。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①各部門(グループ会社を含む)におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
- ②内部監査部門は各部門 (グループ会社を含む) のリスク管理状況を監査し、 その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ③地震その他の災害等によるリスクへの対応原則に関して「外部危機管理規程」を定め、その周知を図る。
- ④「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部署と報告体制を明確にする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、大幅な権限委譲により、迅速な意思決定と機動的職務執行を推進する。その具体的内容は「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」、「職務分掌・権限規程」及び「グループ会社管理規程」に明示する。
- ②取締役会は下位会議体の充実を図り、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
- ③取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門(グループ会社を含む)におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の周知状況と達成状況を監督する。
- ④社内諸規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすくスリムな体系となるよう改定に努める。

## (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社の経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展・相乗効果を図る ため、「グループ会社管理規程」の規定に従い、各グループ会社と覚書を締 結する。
- ②状況に応じてグループ会社に取締役及び監査役を派遣するとともに、グループ統括主管部門(又は複数のグループ統括担当者)を定め、グループ会社との間に事業運営に関する重要な事項についての情報交換及び協議を行う。
- ③グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については当社の承認を必要とし、取締役会において下位会議体での審議を踏まえた上決議する。
- ④グループ統括主管部門(又はグループ統括担当者)は内部監査部門と連携して、業務の適正性に関するグループ会社の監査を行う。
- ⑤監査等委員会は、グループ会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見 交換等を行い、連携を図る。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織を管理部門とし、管理部門担当部員の中から補助者を任命する。また、監査等委員会が必要ありとして求めた場合、監査等委員会は直接監査等委員会の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

## (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を 除く。)からの独立性に関する事項

補助者の人事異動・人事評価等については監査等委員会の意見を尊重するものとする。

# (8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

補助者は、監査等委員会から受けた指示に関し、監査等委員会の職務に必要な範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

# (9) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、次の事項を報告する。

- ①当社に関する重要事項
- ②当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③法令・定款違反事項
- ④毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤内部監査部門による監査結果
- ⑥上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断 した事項

また、監査等委員は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

# (10) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・ホットライン規程」の規定に従い、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いはしない。

## (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は必要に応じて、弁護士・公認会計士並びに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担する。

## (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

業務監査面において、常勤監査等委員は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べることが可能な体制とする。

#### (13) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

#### (14) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

## (15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底・強化を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

## ①取締役の職務の執行について

取締役会は、取締役9名で構成され、社外取締役2名を含む監査等委員3名が出席しております。この体制の下で「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行っております。

#### ②コンプライアンス体制の整備について

チーフ・コンプライアンス・オフィサーの監督の下で、当社グループの取 締役及び使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため の組織文化を醸成しております。また、内部通報制度である「コンプライア ンス・ホットライン規程」を定め、これに基づく運用を実施しております。

#### ③リスク管理について

内部監査部門がグループ会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、リ スクの低減とその未然防止に取り組み、その状況を月次の取締役会及び監査 等委員会に報告しております。また、「リスク対応管理表 | 及び「緊急連絡 体制」を明記し、運用を行っております。また、災害を想定した訓練も適宜 行っております。

#### 4 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議への出席及び当社グループの 取締役及び使用人へのヒヤリング等を実施し、当社の内部統制の整備・運用 状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の確保に向けた助言や提 言等を行っております。また、社長との定期的な意見交換のほか、会計監査 人や内部監査部門等との連携を図っており、加えて、監査等委員会の職務を 補助する使用人を任命し監査費用等を当社が負担するなど、監査の実効性を 確保しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘 案し、業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。た だし、特別な損益等の特殊要因により税引後当期純利益が大きく変動する事業年 度につきましては、その影響を考慮した配当を実施いたします。

なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのシステム 開発や、人材育成といった社内体制の充実等、経営基盤の確立に充当する予定で あります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流動資産	6,050,174	流動負債	2,707,130
現 金 及 び 預 金	1,756,806	買掛金	491,693
   売 掛 金	581,243	1年内返済予定長期借入金	1,023,668
l 商 品	3,150,101	リース債務	7,265
上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16,432	未 払 金	348,678
	150,503	未払法人税等	148,065
未収還付法人税等	·	賞 与 引 当 金	134,154
そ の 他	395,087	役員賞与引当金	14,139
固定資産	3,315,548	ポイント引当金	209,110
有形固定資産	705,992	株主優待引当金   資産除去債務	9,207
建物及び構築物	351,103	資産除去債務    そ の 他	15,112 306,035
器 具 及 び 備 品	175,034		
   ± 地	173,781		<b>1,767,418</b> 829,489
_   リース資産	5,852	リース債務	5,192
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	220	退職給付に係る負債	313,325
	529,887	資産除去債務	516,439
無形固定資産	142,045	その他	102,972
o h h	·	負 債 合 計	4,474,549
ソフトウェア	181,338	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	206,503	株 主 資 本	4,862,997
投資その他の資産	2,079,669	資 本 金	100,000
投資有価証券	236,416	資本剰余金	2,691,063
   長期貸付金	43,159	利益剰余金	2,279,862
操 延 税 金 資 産	623,428	自己株式	△207,928
	1,073,042	その他の包括利益累計額	28,175
	107,621	その他有価証券評価差額金	△1,672
その他	·	退職給付に係る調整累計額 純 資 産 合 計	29,848
<u>貸倒 引 当 金</u> 資 産 合 計	△4,000 <b>9,365,722</b>	負債純資産合計	4,891,173 9,365,722
	9,303,722	只 俱 代 貝 庄 口 引	9,305,722

# 連結損益計算書

(2021年3月1日から) 2022年2月28日まで)

7	 科		金	額
売	上	高		26,848,335
売	上 原	価		17,806,313
売	上 総	利 拍	益	9,042,021
販売	費 及 び 一 般 管	理 費		7,738,506
営	業	利 拍	益	1,303,514
営	業 外 収	益		
受	取	利	急 2,266	
受	取配		金 813	
受	取賃	貸料	科 61,424	
	分法による	投 資 利 益	益 3,094	
そ	$\mathcal{O}$	ſ	也 30,522	98,120
営	業 外 費	用		
支	払		息 21,628	
不	動 産 賃		用 59,510	
貸	倒 引 当 金		額 4,000	
そ	$\mathcal{O}$		也 23	85,163
経	常		益	1,316,471
特	別損	失		
固	定 資 産		損 267	
減	損		失 118,048	
店	舗 閉 錐		失 4,886	123,202
税金	等調整前当		益	1,193,269
	税、住民税及		锐 229,190	
			魚 △535,266	△306,076
当	期純	-	益	1,499,346
親会社	:株主に帰属する	る 当 期 純 利 剤	益	1,499,346

## 連結株主資本等変動計算書

					株			主		資		本						
	資	本	金	資 2	本 剰	余:	金 ;	利益	剰	余 金	自	2	株	式	株合	主	資	本計
当 期 首 残 高		1,529	,459		1,29	90,86	6		78	0,516		Δ	×99,(	)54		3,5	501,	787
連結会計年度中の変動額																		
減 資		△1,429	,459		1,42	29,45	9											_
自己株式の取得																		
自己株式の処分					Δ2	29,26	2						35,	182			5,9	920
株式給付信託による自己株式の取得												Δ,	159,2	238		△1	159,:	238
株式給付信託による自己株式の処分													15,	181			15,	181
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益									1,49	9,346						1,4	199,	346
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)																		
連結会計年度中の変動額合計	_	△1,429	,459		1,40	00,19	16		1,49	9,346		Δ,	108,8	373		1,3	361,	209
当 期 末 残 高		100	,000		2,69	91,06	3	2	2,27	9,862		Δ2	207,9	928		4,8	362,	997
	そ	の ft	h の	包	括	利	益			十 額					]			
	そ	の 価 証 西 差 名	他	退職	給付 整 累	に係	る .	その他	の包	括利益 合 計	j	純資產	全合計	ŀ				
当 期 首 残 高	01 1		,932		8	33,05	4		7	4,122		3,5	575,9	909				
連結会計年度中の変動額																		
減資														_				
自己株式の取得														_				
自己株式の処分													5,9	920				
株式給付信託による 自 己 株 式 の 取 得												Δ,	159,2	238				
株式給付信託による自己株式の処分													15,	181				
親会社株主に帰属する当期純利益							T					1,4	199,3	346				
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)		7	,259		$\triangle_{i}$	53,20	5		△4	5,946		Δ	45,9	946				
連結会計年度中の変動額合計		7	,259		$\triangle_{i}$	53,20	15		△4	5,946		1,3	315,2	263				
当期末残高			,672			29,84	_			8.175			391,	170	l			

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,340,243	流動負債	2,356,355
現 金 及 び 預 金	1,211,922	買掛金	473,654
   売 掛 金	508,890	1年内返済予定長期借入金	1,023,668
商品	3,068,602	リース債務	7,265
	14,593	未払業の	298,402
		未 払 消 費 税 等 未 払 費 用	32,941 126,447
前渡金	58,790	カー 払 員 用 日 預 り 金	8,179
前 払 費 用	218,212	賞与引当金	123,654
未 収 入 金	86,986	役員賞与引当金	14,139
未収還付法人税等	150,503	ポイント引当金	205,591
そ の 他	21,742	株主優待引当金	9,207
固定資産	3,518,294	資産除去債務	15,112
   有形固定資産	691,099	そ の 他	18,089
建物	318,957	固定負債	1,809,864
	21,508	長期借入金り カラス 最 別 ー ス 債 務	829,489 5,192
器 具 及 び 備 品	170,999	退職給付引当金	358,958
土地	173,781	資産除去債務	513,252
<sup>エ</sup>	5,852	そ の 他	102,972
	387,711	負 債 合 計	4,166,219
		(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	181,207	株主資本	4,693,991
そ の 他	206,503	資本剰余金	100,000 2,691,063
投資その他の資産	2,439,484	<b>貝                                    </b>	2,691,063
投資有価証券	31,884	その他資本剰余金	2,456,496
関係会社株式	589,581	利益剰余金	2,110,856
長期貸付金	43,159	利益準備金	16,117
長期前払費用	104,851	その他利益剰余金	2,094,738
操延税金資産	617,673	繰 越 利 益 剰 余 金	2,094,738
差入保証金	1,053,563	自己株式	△207,928
E 八 K LLL LL	2,770	評価・換算差額等	△1,672
	△4,000	その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計	△1,672
<u>貝間 51 3 並</u>   <b>資産合計</b>	8,858,538	純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	4,692,318 8,858,538
	0,000,000	只 俱 杙 貝 圧 口 引	0,000,000

# 損益計算書

(2021年 3 月 1 日から 2022年 2 月28日まで)

						I	(単位・干円)
		科				金	額
売			上	高			24,516,915
売		上	原	価			17,242,559
	売	上	総	利	益		7,274,356
販	売	費及で	び一般質	理費			6,499,065
	営		業	利	益		775,290
営		業	外 収	益			
	受		取	利	息	2,261	
	受	取	配	当	金	300,813	
	受	取	賃	貸	料	61,424	
	そ		$\mathcal{O}$		他	28,045	392,545
営		業	外 費	用			
	支		払	利	息	21,628	
	不	動	産 賃	貸 費	用	59,510	
	貸	倒 5	引当金	<b>全 繰 入</b>	額	4,000	
	そ		$\mathcal{O}$		他	6	85,146
	経		常	利	益		1,082,689
特		別	利	益			
	子	会 右	社 株 豆	計 算	益	50,396	50,396
特		別	損	失			
	古	定	資 産	除却	損	267	
	減		損	損	失	118,048	
	店	舗	閉	鎖 損	失	4,886	123,202
税	į	引 前	当 期	純 利	益		1,009,884
法	人	税、(住	E 民税 D	及 び 事 業	税	45,455	
法		人 移	等 等	調整	額	△525,548	△480,093
当		期	純	利	益		1,489,978
法		人 移	等	調整	額	1	

# 株主資本等変動計算書

(2021年 3 月 1 日から) (2022年 2 月28日まで)

		株	主		本	(+ III · I I I)
		資 本 剰 余		金	利益乗	割余金
	資 本 金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,529,459	234,567	1,056,299	1,290,866	16,117	604,760
事業年度中の変動額						
減資	△1,429,459		1,429,459	1,429,459		
自己株式の取得						
自己株式の処分			△29,262	△29,262		
株式給付信託による 自己株式の取得						
株式給付信託による 自己株式の処分						
当期純利益						1,489,978
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△1,429,459	_	1,400,196	1,400,196	_	1,489,978
当 期 末 残 高	100,000	234,567	2,456,496	2,691,063	16,117	2,094,738

	株	主	<b></b> 本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金合計	自己株式	株 主 資 本	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	620,878	△99,054	3,342,149	△8,932	△8,932	3,333,217
事業年度中の変動額						
減 資						
自己株式の取得						
自己株式の処分		35,182	5,920			5,920
株式給付信託による 自己株式の取得		△159,238	△159,238			△159,238
株式給付信託による 自己株式の処分		15,182	15,182			15,182
当期純利益	1,489,978		1,489,978			1,489,978
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				7,259	7,259	7,259
事業年度中の変動額合計	1,489,978	△108,873	1,351,842	7,259	7,259	1,359,101
当 期 末 残 高	2,110,856	△207,928	4,693,991	△1,672	△1,672	4,692,318

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社テイツー取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 指定社員

公認会計士 岩 [

田亘

聡

業務執行社員

公認会計士 森 田

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テイツーの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期 間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 取 締 役 会 御 中

## 三優監査法人

#### 東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 指定社員 公認会計士 森 田 聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テイツーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監查報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書、並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき 事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

株式会社テイツー監査等委員会

 監 査 等 委 員 (常 勤)
 塚 本 陽 二 ⑪

 監査等委員 (社外取締役)
 廣 瀬 方 利 ⑪

 監査等委員 (社外取締役)
 稲 田 英 一 郎 ⑪

以上

以上

#### 会社の概要 2022年2月28日現在

商 号 株式会社テイツー

英 訳 名 TAY TWO CO..LTD.

店 舗 名 古本市場、ふるいち、トレカパー

ク、ブック・スクウェア、モ・ジー

ル、TSUTAYA 業 1989年10月

創 業 1989年10月 設 立 1990年4月

本 社 岡山県岡山市北区今村650番111

TEL(086)243-8600 関東支社埼玉県草加市栄町3丁目9番41号

TEL(048)933-3070 関西支社大阪府大阪市東成区東今里2丁目1 番4号

TEL(06)6915-5566

資 本 金 100,000千円 従業員数計員 283名

パート・アルバイト 1,449名

主な事業内容 書籍、家庭用ゲームソフト・ハード、トレーディングカード、ホビー、スマートフォン、衣料・服飾

品、CD・DVD等の販売・買取、CD・DVD等のレンタル

#### 株主メモ

事 業 年 度 3月1日から翌年2月末日まで

定時株主総会 5月

基 準 日 定時株主総会 2月末日

期末配当金 2月末日 中間配当金 8月末日

その他必要があるときは、予め公告 して定めた日

公告方法電子公告により行います。

ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が 生じたときは、日本経済新聞に掲載 いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部 (郵便物送付先) 〒137-8081

新東京郵便局私書箱第29号

特別 口座の 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

(郵便物送付先) 〒168-0063

#### ホームページのご案内

当社のホームページで最新情報を発信しております。 ぜひ併せてご覧ください。

#### ▶ I R 情報



https://www.tay2.co.jp/ir/

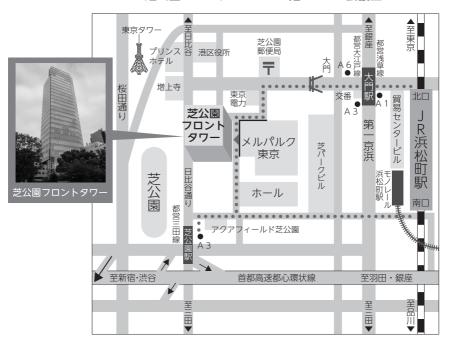
#### ▶店舗情報



https://www.furu1.net/shop.html

## 株主総会会場ご案内図

## 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目6番3号 芝公園フロントタワー 2階 E+F会議室



#### 会場まで

• J R

浜松町駅 (北口) 又は (南口) S 5階段 「金杉橋方面」から徒歩8分

- ●**モノレール** 浜松町駅(北口)から徒歩8分
- ●地下鉄

芝公園駅(都営三田線) A 3 出口から徒歩 2 分

大門駅 (都営浅草線、都営大江戸線) A 3 出口から徒歩5分

A6出口から徒歩5分

A 1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。